

建設工事等の入札に参加される皆様へ ～お知らせ～

低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式が変わります

三重県に準じ、令和4年7月1日以降に公告（一般競争入札）又は指名通知（指名競争入札）された工事・業務については、以下の算定式が改正されます。

- ・ 低入札調査基準価格
- ・ 工事の最低制限価格
- ・ 修繕・点検等業務委託の最低制限価格

1. 改正項目

改正前	改正後
【範囲】 予定価格の7.0/10以上	【範囲】 予定価格の7.0/10以上
【計算式】 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.97 現場管理費×0.90 <u>一般管理費等×0.65</u>	【計算式】 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.97 現場管理費×0.90 <u>一般管理費等×0.75</u>
電気通信設備工事 <u>機器単体費×0.907</u>	電気通信設備工事 <u>機器単体費×0.92</u>

改正する要領等

「四日市港管理組合低入札価格調査実施要領」

「公共工事に係る最低制限価格の運用について」

「修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について」

※「測量・設計業務に係る最低制限価格の運用について」は変更ありません。

2. 適用日

令和4年7月1日以降に公告又は指名通知するものから適用します。

詳細については、上記の改正する要領等をご確認ください。